

○企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）

改正案	現 行
<p>B 基本ガイドライン</p> <p>7-7 法第4条第1項、第2項又は第3項の規定による届出の効力が生じた後、申込みが確定するときまでに、例えば次に掲げるような事情がある場合には、法第7条第1項後段の規定により自発的に訂正届出書を提出することに留意する。ただし、法第4条第4項に規定する有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主に対し行われる場合でやむを得ない事情があるときは、これによらないことができるものとする。</p> <p>〔①～⑮ 略〕</p> <p>⑯ 提出会社について親会社又は特定子会社の異動、主要株主の異動、代表取締役の異動等、提出会社又は連結子会社について重要な災害の発生、重要な訴訟事件の提起、会社の合併、株式交換、株式移転、株式交付、重要な事業の譲渡又は譲受け、多額の取立不能債権等の発生等があった場合</p> <p>〔⑰～⑲ 略〕</p> <p>C 個別ガイドライン</p> <p>Ⅲ 「有価証券をもって対価とする場合の公開買付け」の記載に関する取扱いガイドライン</p> <p>有価証券をもって対価とする公開買付けのための募集（売出し）に係る届出書について、財務局が必要に応じ、特に重点的に行う審査の内容は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 審査要領</p> <p>第二号の六様式の記載上の注意について、審査を行う場合は、以下の審査要領に従い実施する。</p> <p>① 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠</p> <p>第二号の六様式記載上の注意(4)「組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠」の記載内容を審査するに当たっては、次の点に留意する。</p> <p>② 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p>	<p>B 基本ガイドライン</p> <p>7-7 〔同左〕</p> <p>〔①～⑮ 同左〕</p> <p>⑯ 提出会社について親会社又は特定子会社の異動、主要株主の異動、代表取締役の異動等、提出会社又は連結子会社について重要な災害の発生、重要な訴訟事件の提起、会社の合併、株式交換、株式移転、<u>重要な事業の譲渡又は譲受け</u>、多額の取立不能債権等の発生等があった場合</p> <p>〔⑰～⑲ 同左〕</p> <p>C 個別ガイドライン</p> <p>Ⅲ 「有価証券をもって対価とする場合の公開買付け」の記載に関する取扱いガイドライン</p> <p>〔同左〕</p> <p>(1) 審査要領</p> <p>第二号の六様式の記載上の注意について、審査を行う場合は、以下の審査要領に従い実施する。</p> <p>① 組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠</p> <p>第二号の六様式記載上の注意(4)「組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠」の記載内容を審査するに当たっては、次の点に留意する。</p> <p>② 〔同左〕</p> <p>(2) 〔同左〕</p>